

◎市税などの納め忘れはありませんか?

市税などの納期は随時を除き2月が最後です。未納となっている税金は、途中の期だけが未納になっているというケースが多くあります。口座振替により納めている方は通帳確認を、納付書などで納めている方は領収書の確認をお願いします。特に介護保険料や後期高齢者医療保険料は、年齢到達月により（介護保険料は65歳、後期高齢者医療保険料は75歳到達月）年金天引きではなく納付書または口座振替で納める期間があります。また口座振替をする場合は、誕生日の3か月前には金融機関で手続きをお願いします。未納となっている理由に「年金から天引きだと思っていた」「税金はすべて口座振替にしていくと思っていた」と、よく伺います。督促状や催告書などが届いたら放っておかず、税務課・各支所税務係へお問い合わせください。

◎滞納処分の強化

税務課では納付の催告や滞

納処分に取り組んでいます。今年度も2月と3月を滞納整理強化月間として、滞納処分を強化してまいります。納期限内に納付がない場合は、督促状や催告書により納付の催告を行っています。督促状や催告書が届いても、納付も納税相談もない方は、納付の意思がないと判断され、法律に基づき滞納処分（預貯金・給与・固定資産・生命保険などの差押え）が執行されます。

◎納税相談にお越しく下さい

病気やケガで働けない、失業して収入がないなど、納付困難な場合は、納税相談を受けてください。差押えなどの滞納処分は、事前に通知することなく行われます。その前に納税相談にお越しく下さい。本庁南棟1階税務課で行っています。

2月の納期について

- 固定資産税 9期
- 介護保険料 9期
- 後期医療保険料 8期

※口座振替を利用しての方は2月28日に振り替えます。残高の確認をお願いします。

国民年金のはなし

便利でお得な口座振替を利用しませんか

【本庁】市民環境課 国民年金係 ☎ 0986-76-8805
【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923

【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934
【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが対応します

国民年金保険料は全国の銀行・農協・ゆうちょ銀行（郵便局を含む）などの口座から自動で振り替えができます。金融機関などの窓口まで支払いに行く手間が省け、納め忘れもなくなりとても便利です。支払い方法は他にも現金・クレジットカード・Pay-easyなどいろいろありますが、一番お得な方法は口座振替です。口座振替の場合、当月分保険料を当月末に振替納付に変更するだけで月々60円

割引されます。また2年分・1年分・半年分のみまとめ払い（前納）はいずれの支払い方法でも割引を受けられますが、一番割引額が大きいのは口座振替です。年度の途中からでも口座振替によるまとめ払いが可能です。

口座振替をご希望の方は年金手帳・通帳・金融機関届出印を持参し、ご希望の金融機関または年金事務所や市役所年金窓口へお申し出ください。

鹿屋年金事務所による出張年金相談 ※年金請求の相談が優先となります

日 程	時 間	場 所	予 約 先
2月12日(水)	午前9時30分～ 午後3時30分	末吉本庁 3階 第3委員会室	市民環境課 国民年金係 ☎ 0986-76-8805

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。